

環 保 第 5 2 5 号
平成30年5月14日

株式会社サン・アクセス
代表取締役 高原 ひとみ 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称)国東風力発電事業に係る環境影響評価実施計画書
に対する意見について

平成30年2月14日付けで提出のあった上記の環境影響評価実施計画書について、大分県環境影響評価条例第25条第2項により準用する第10条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

本事業は、国東半島最北端の国東市国見町伊美付近の山地の尾根部に風力発電施設を設置する計画である。対象事業実施区域は、国東半島県立自然公園地域の特別地域の周辺に位置しており、周辺には複数の住居が存在していることから、本事業の実施により、工事中及び供用時における騒音、振動並びに供用時における風車の影による生活環境への影響及び眺望景観への影響が懸念される。また、対象事業実施区域は、重要な種及び重要な群落等が確認されていることから、動物及び植物への影響や、鳥類等の移動経路の遮断及び衝突事故が懸念される。

一方、対象事業実施区域の北東沖合には姫島が位置しているが、姫島は2013年9月に「おおいた姫島ジオパーク」として日本ジオパークに認定されており、現在は重要文化的景観の保護対象地区としての認定を目指した活動を進めている。姫島の植物の種多様性は、鳥類の飛来による種子供給が重要な因子となっていることから、本事業の実施により、これらの環境保全上重要な地域、鳥類等への影響が懸念される。さらに、姫島は渡りをするチョウであるアサギマダラの重要な飛来地となっており、対象事業実施区域周辺は飛翔経路となっている可能性がある。

また、姫島は漁業を中心とした生業や慣習によって集落が形成されており、それらに関連する対岸の国東半島の地形や眺望景観との関係の考慮が必要とされる。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動

周辺環境騒音及び振動調査地点について、現状では2地点において調査、予測、評価することとなっているが、対象事業実施区域南東方向に多くの民家や病院等公共施設が集積しているため、その周辺（伊美川周辺）についても調査地点を設定すること。

(2) 風車の影

施設の稼働に伴う風車の影が生じる範囲を綿密に調査、予測、評価し、民家や耕作地及び牛舎等への影響を回避又は極力低減するような風力発電設備等の配置等とすること。

また、その影による何らかの支障の懸念が明らかになった場合には、必要な環境保全措置を検討し、その内容を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 本事業の実施により、風力発電設備北側の海域と内陸部を往来する鳥類及びコウモリ類の移動経路への影響が懸念される。そのため、これらの鳥類及びコウモリ類への影響を的確に把握できるよう、調査、予測、評価すること。

イ 姫島はアサギマダラの重要な飛来地であることから、対象事業実施区域周辺はその飛翔経路となっている可能性がある。アサギマダラは、春季に北上、秋季に南下することが知られているため、これらの時期における調査を実施し、その影響を的確に予測、評価すること。

ウ 植物及び生態系について、基本ルートの他に、対象事業実施区域内の植生自然度の高い二次林の踏査を実施すること。

(4) 景観

対象事業実施区域の周辺には権現崎などの主要な眺望点のほか、姫島港などの身近な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、現地調査によりこれら眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握したうえで、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野、撮影に用いるレンズによる要素の荘重感も考慮した客観的な予測、評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するような風力発電設備等の配置等とすること。特に、眺望点の設定にあたっては、集落や主要な観光施設に留まらず、対象事業実施区域周辺の地域の文化や慣習の調査も行いながら設定を行うこと。

また、対象事業実施区域周辺の眺望について、フェリー航路上からの眺望についても考慮すること。

(5) 文化財

対象事業実施区域内に「鬼塚古墳」、「西山古墳群」及び「下尾辻遺跡」が含まれているため、国東市教育委員会等関係機関と協議を行い、施設設置場所及び改変予定箇所を選定に十分留意するとともに、必要に応じて踏査や試掘調査等を実施するなど、慎重な工事の実施と発見時の速やかな報告・届出に遺漏のないよう留意すること。

また、工事実施期間や施設の稼働後において、対象事業実施区域内の文化財の見学等に訪れる来訪者等の妨げとならないよう努めること。